苦情等取扱いに関する留意事項について（通達乙）

（令和５年 10 月 10 日　県民発第 273 号）

（概要）

この通達は、県民からの苦情・要望等の申出を組織的に適切に処理し、業務改善に活かすことを目的として、運用上の留意事項等を定めたものです。